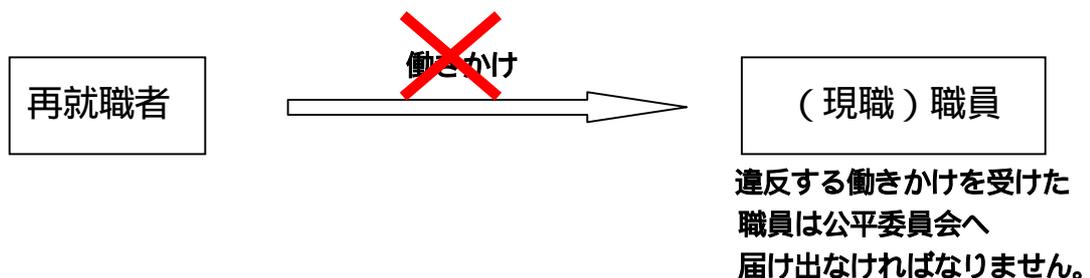


下関市職員の退職管理について

平成28年4月の地方公務員法（以下「法」という。）の改正に伴い、職員の退職管理の適正を確保するため、「下関市職員の退職管理に関する条例（以下「条例」という。）」（平成28年4月1日施行）を制定しました。

1 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制 【法第38条の2、条例第2条】

- ・再就職者は、離職後2年間、現職職員への働きかけが禁止されます。
在職中のポストや職務内容により、禁止される働きかけの対象範囲は異なります。（下表参照）
- ・「働きかけ」とは、再就職者が、職員に対して、再就職先との間で締結される契約等事務について、職務上の行為をするよう（しないよう）に要求又は依頼することです。



【働きかけの例】

- ・再就職先企業との契約を有利にするよう要求又は依頼すること
- ・公になっていない情報を提供するよう要求又は依頼すること
- ・再就職先企業の処分を甘くするよう要求又は依頼すること
- ・再就職先企業の許認可を認めるよう要求又は依頼すること など

禁止される働きかけ（次ページの図参照）

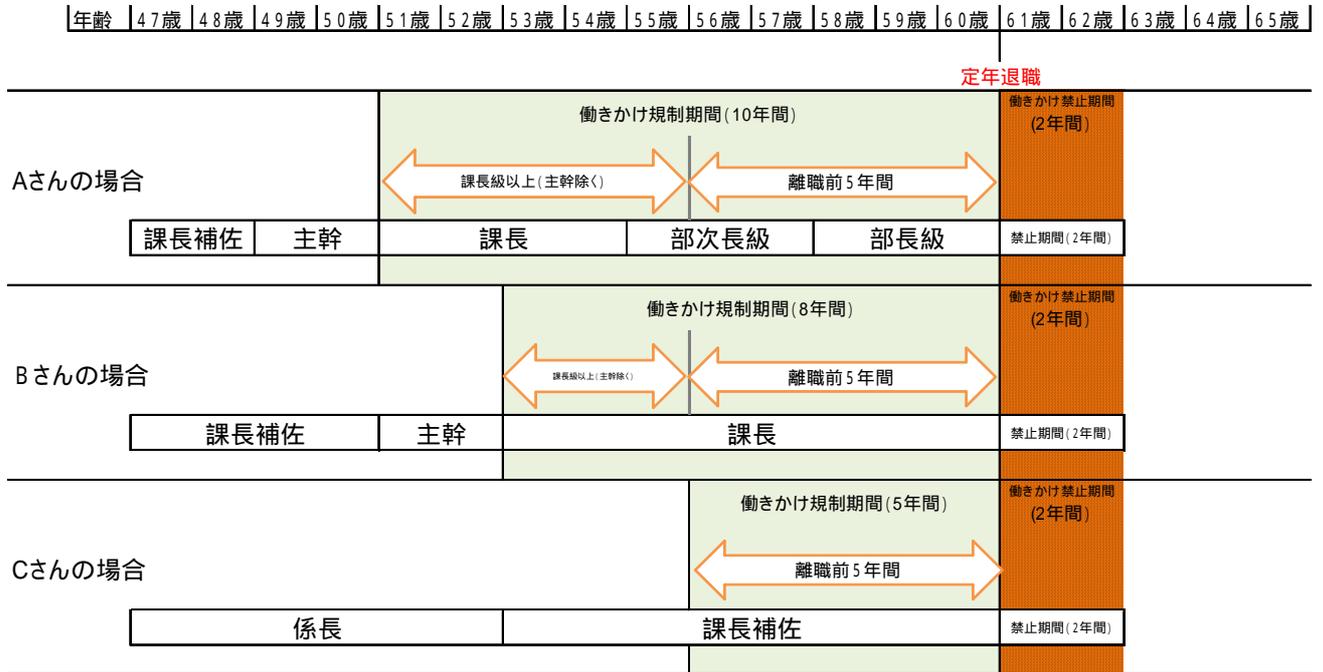
規制対象者	禁止される働きかけ	規制期間
全ての再就職者	離職前5年間の職務に属する契約等事務	2年間
課長級（主幹を除く）以上の職に就いていた再就職者	上記に加え、離職前5年より前に課長級（主幹を除く）以上に就いていたときの職務に属する契約等事務	
再就職者が、在職中に自ら決定した（最終決裁権者となった）契約等事務への働きかけ		期間の定めなし

【用語について】

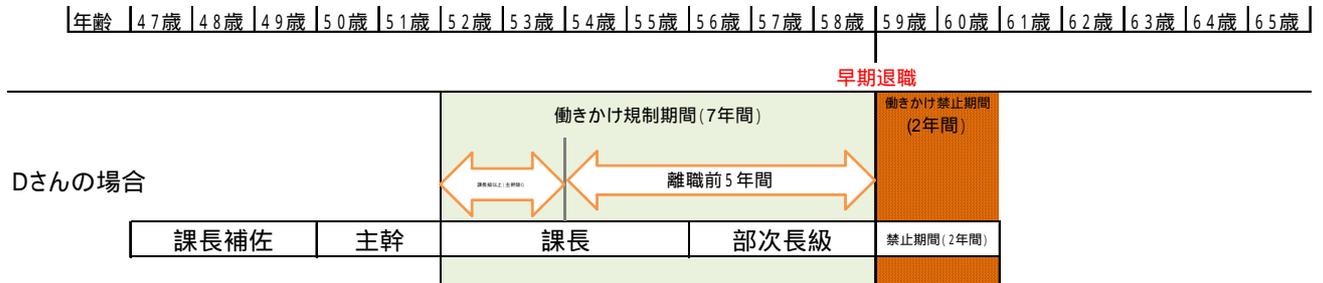
- * 再就職者 離職後、営利企業等に再就職した元職員
- * 営利企業等 営利企業及び営利企業以外の法人（公益法人やNPO法人も含まれる）ただし、国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。
- * 契約等事務 市と再就職先の営利企業等やその子法人との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約に関する事務及び当該営利企業等やその子法人に対する処分（許認可、承認、決定等）に関する事務
- * 要求又は依頼 契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）を含む

再就職者による働きかけが規制される職務の対象期間・禁止される期間

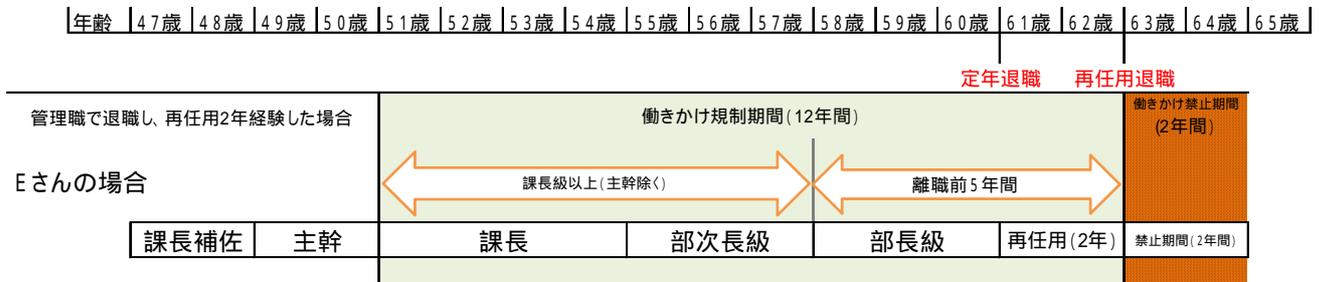
【定年退職の場合】



【早期退職の場合】



【再任用職員を退職の場合】



は、働きかけが規制される職務の対象期間
 (離職前5年間。ただし、離職前5年よりも前に課長級以上(主幹除く)の職に就いていた場合は、職務の期間も含む。)

は、働きかけが禁止される期間
 (離職後2年間。ただし、自ら決定(最終決裁者)した業務等については期間の定めなし。)

禁止されない働きかけ 【法第38条の2第6項】

行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するため必要な場合

【例】市から委託された業務の実施に必要な公開されていない情報の提供を求める場合
法令、国等との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合

【例】契約に基づき市が代金の支払義務を負っている場合にそれを要求するような場合
法令違反の事案を発見した場合に取締りを求めるような場合

法令に基づく申請・届出を行う場合

【例】法令に基づく事業免許の申請を行う場合

一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合

【例】一般競争入札の入札会場において入札に参加する場合

法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合

【例】一般に公にされている又は公にされることが予定されている情報に関して単に質問を行う場合

公務の公正性の確保に支障が生じない場合として任命権者の承認を得た場合

【例】電気、ガス又は水道水の供給や日本放送協会による放送の役務の給付に関するもののほか、その他職員の裁量の余地が少ないものを要求又は依頼する場合

2 再就職情報の届出

【法第38条の6、条例第3条】

- ・ 営利企業等に再就職した元職員のうち、管理職以上であった職員に対して、離職後2年間、再就職に関する情報の届出を義務付けるものです。
平成28年度に再就職した方から届出が必要となります。
- ・ 再就職の情報は、毎年公表します。

再就職情報の届出の概要

対象者	管理職以上の職に就いていた職員 (部長級職員、部次長級職員、課長級職員(主幹除く)、市立小・中・高等学校の校長)
届出が必要な場合	・ 営利企業の地位に就いた場合 ・ 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。) 離職後2年間、再就職の都度、速やかに届出
届出が不要な場合	・ 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって報酬が年10.3万円以下の場合 ・ 下関市の職員になった場合(再任用職員、非常勤嘱託職員、日々雇用職員、市議会議員等) ・ 日雇いの場合(任期を1日とし、これが日々更新されることにより雇用される者の場合) ・ 任命権者の要請に応じて地方公務員等となった場合
届出事項	氏名、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称 等
届出書類	再就職に係る届出書(様式第2号)
届出先	退職時に所属していた任命権者(人事担当課)

3 罰則

【法第60条、第64条】

・禁止行為を行った違反者には、罰則が適用されます。

(1) 1年以下の懲役又は罰金 【法第60条】

- ・不正な行為をするように働きかけをした再就職者
- ・再就職者からの働きかけに応じて不正な行為をした職員

【不正な行為の例】

- ・許可基準を満たしていないにもかかわらず、許可を出すよう要求
- ・随意契約とすることが認められない案件を随意契約として契約するよう要求

(2) 10万円以下の過料 【法第64条】

- ・法第38条の2の規定（1 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制参照）に違反して、職務上の行為をするように働きかけを行った再就職者

4 Q & A

Q1 . 働きかけ規制の対象となる「職員」であった者とはどのような職員ですか。

A1 . 一般職に属する職員であった者です。特別職である非常勤職員や市長、副市長などは含まれません。

Q2 . 「再任用職員」であった者は、働きかけ規制の対象職員ですか。

A2 . 再任用職員（短時間勤務職員を含む。）であった者も働きかけ規制の対象になります。

Q3 . 契約等事務に関する働きかけであれば、不正な行為を求めるものでない働きかけでも禁止されるのですか。

A3 . 働きかけの規制は、再就職者が現職職員に対し、一定の影響力を有していると考えられることを理由に、本来、民間人の自由な営業活動であるはずの要求又は依頼を一律に禁止するものです。不正な行為を求めるものでなくても、契約や処分に関する働きかけは禁止されています。

Q4 . 再就職者から働きかけを受けた職員はどのようにすればいいですか。

A4 . 公平委員会へ届け出る必要があります。
公平委員会事務局へ連絡し、公平委員会委員長宛てに届け出てください。

Q5 . 禁止されない働きかけとして、「公務の公正性の確保に支障が生じない場合として任命権者の承認を得た場合」とありますが、任命権者から承認を得るにはどのようにすればよいですか。

A5 . 再就職者による依頼等の承認申請書（様式第1号）を任命権者へ提出し、承認を受ける必要があります。（様式は、下関市ホームページからダウンロードできます。）

Q 6 . 再就職情報の届出の対象者はどのようになっていますか。

A 6 . A 1 に記載の職員のうち、課長級（主幹除く）以上の職に就いていた職員が対象です。

Q 7 . 「再任用職員」であった者は、再就職情報の届出の対象職員ですか。

A 7 . 再任用職員（短時間勤務職員を含む。）となる前に、課長級（主幹除く）以上の職に就いていた職員は、当該届出の対象職員になります。

Q 8 . 届出書はいつまでに出さないといけませんか。

A 8 . 事実が発生した場合は「速やかに」届け出ることとなっています。概ね1ヶ月以内を想定しています。

Q 9 . 再就職について届け出た後、離職後2年以内に再就職先を退職した場合は届出が必要ですか。

A 9 . 再就職先を退職した場合についても、そのことを届け出る必要があります。
なお、その後に再度就職した場合には、届出が必要な期間内であればその再就職情報を届け出る必要があります。
また、再就職情報として届け出た内容に変更があった場合にも、届出が必要な期間内であればそのことを届け出る必要があります。

Q 10 . 届出書の様式（再就職に係る届出書（様式第2号））はどこにありますか。

A 10 . 職員課のほか、各任命権者の人事担当課に用意しておりますが、下関市ホームページからダウンロードできます。

Q 11 . 届け出なかった場合の罰則規定はありますか。

A 11 . 法第65条の規定において、届出義務に違反したものに対して10万円以下の過料を課すことを可能としていますが、本市においては規定を設けておりません。

Q 12 . 再就職情報は、どのように公表されますか。

A 12 . 各任命権者へ届出された再就職情報を市長が取りまとめ、毎年10月末頃に下関市ホームページへ掲載し、公表することとしています。